九州合唱コンクール 開催規定

1 総 則

(名称)

1 名称は「第○○回九州合唱コンクール」とする。

(大会目的)

2 九州合唱コンクールは、全日本合唱コンクール全国大会推薦団体の選考を兼ね、合唱音楽のレベル向上と 九州地区音楽文化発展を目的として、県連から推薦された合唱団が出演し実施する。

(主催)

3 主催は、全日本合唱連盟九州支部・(開催県連) ○○県合唱連盟・朝日新聞社とする。

(後援)

4 後援は、開催地の自治体及び自治体教育委員会など全日本合唱連盟九州支部で決定したものとする。

(開催期日)

- 5 開催期日の基準は次のとおりとする。開催日程は全日本合唱連盟九州支部で決定する。
 - (1) 中学校部門 原則として、毎年9月第一週土曜日とする。
 - (2) 高等学校部門 原則として、毎年9月第一週金曜日とする。
 - (3) 大職一般部門 原則として、毎年9月第一週日曜日とする。

(開催地)

6 開催地は、原則として8県連を持ち回りとして、全日本合唱連盟九州支部の理事会で決定する。

(推薦母体)

7 出演団体の推薦母体となる県連は次のとおりとする。

福岡県合唱連盟 佐賀県合唱連盟 長崎県合唱連盟 熊本県合唱連盟 大分県合唱連盟 宮崎県合唱連盟 鹿児島県合唱連盟 沖縄県合唱連盟

(審香員)

8 審査員は九州支部各県合唱連盟と朝日新聞社から推薦された候補者の中から、計7名をもって 構成する。

2 部門・編成区分・出演人数

(部門・編成区分・出演人数)

- 9 部門、編成区分と出演人数は次の通り。
 - (1) ①中学校部門

混声合唱の部8名以上同声合唱の部8名以上

②高等学校部門

A グループ(小編成の部)8名以上32名以下

Bグループ(大編成の部)33名以上

③大学職場一般部門

大学ユース合唱の部 8名以上

室内合唱の部 6名以上24名以下

同声合唱の部8名以上混声合唱の部8名以上

(2) 参加申し込み後の編成区分を変更することはできない。

- (3) 支部大会の出演人数は、県大会での出演実人数の10%の増員まで認める。ただし、県大会の出演実人数が40名未満の場合は4名の増員まで認めることとする。
- (4) 出演人数は、指揮者、伴奏者、独唱者は含まない。ただし、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバー に入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

3 出演資格

(出演資格)

10 全日本合唱連盟に所属する各県合唱連盟に加盟している合唱団で、県大会で該当部門の代表として 理事長の推薦を受けた合唱団、およびシード合唱団であること。

(各部門の出演合唱団資格)

- 11 各部門の出演合唱団の資格は次のとおりとする。
 - (1) 中学校部門及び高等学校部門
 - ・同一中学校及び高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
 - ・複数中学校及び高等学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し当該県連の理事長及び支部長が認めた合唱団。
 - ・同一中学校及び高等学校から複数の合唱団が出演出来る。
 - ・出演団員は同一種別(混声・男声・女声)に1回に限り出演できる。
 - ・出演合唱団毎に連盟加盟を条件とする。
 - ・中高一貫校として出場する中学校は高校生として扱う。
 - (2) 大学職場一般部門 (大学ユース・室内・同声・混声)
 - ※大学職場一般部門では、同一合唱団は1回に限り出演できる。
 - ※大学職場一般部門には、中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
 - ①大学ユース合唱の部
 - ・出演人数が8名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。
 - ※出演団体は、出演するメンバー全員の名簿(名前と年齢を記載)を提出する。
 - ②室内合唱の部
 - ・出演人数が6名以上24名以内で編成する合唱団。
 - ③混声合唱の部
 - ・出演人数が8名以上で編成する合唱団。
 - ④同声合唱の部
 - ・出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。

(指揮者・伴奏者)

12 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。

ただし、中学校・高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。 また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演資格を満たさなければならない。

(シード合唱団)

- 13 シード合唱団は次のとおりとする。
 - (1) 全国大会シード合唱団は、次年度全国大会への全日本合唱連盟推薦合唱団として県及び支部大会の審査対象外で全国大会に出演しなければならない。
 - (2)シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した部門・編成区分を変更することはできない。

4 演奏曲及び演奏時間

(演奏曲)

- 14 演奏曲はつぎのとおりとする
 - (1) 中学校部門は自由曲のみとする。中学校部門以外の演奏曲目は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズから一曲と、自由曲を演奏すること。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

(演奏時間)

- 15 演奏時間
 - (1) 中学校部門は、演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
 - (2) 中学校部門以外の演奏時間の制限は、課題曲を含まず自由曲のみとし、演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて、高等学校部門は6分30秒以内、大学職場一般部門は8分30秒以内とする。

(演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

16 県大会を通じて、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

(出演順)

17 九州支部大会の出演順は、本大会開催年度の前年度秋季理事会で、県連理事の抽選により決定する。 ただし、全国シード団体(大職一般部門)の演奏順は各部の最後とする。

5 県連代表

(県連から九州大会に推薦できる合唱団体数)

- 18 原則として、8月第1日曜日までに各県大会(または推薦)を行い、県連理事長は、直ちにその結果を 九州支部あてに報告する。
 - (1) 県大会から九州合唱コンクールに出場する団体を推薦する場合は次の通り。

〈中学校部門·高等学校部門〉

県大会参加の合計数	4団体まで	2団体
県大会参加の合計数	5団体~ 8団体	3団体
県大会参加の合計数	9団体~12団体	4団体
県大会参加の合計数	13団体~16団体	5団体
県大会参加の合計数	17団体~20団体	6 団体
以下これに準ずる。		

〈大学職場一般部門〉

①大学ユース合唱の部

県大会参加の合計数	3団体まで	7	2団体
県大会参加の合計数	4団体~	6団体	3団体
県大会参加の合計数	7団体~	9団体	4団体
以下これに準ずる			

②室内合唱の部・同声合唱の部・混声合唱の部

<u> </u>	<u> </u>	
県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
県大会参加の合計数	4団体~ 6団体	3団体
県大会参加の合計数	7団体~ 9団体	4団体
県大会参加の合計数	10団体~12団体	5団体
県大会参加の合計数	13団体~15団体	6団体

以下これに準ずる

ただし、<u>県大会参加の合計数で九州大会へ推薦する。その際、区分(室内合唱の部・同声合唱の</u>部・混声合唱の部)を問わず、自由に推薦枠の団体数を推薦できる。

- (2) 高等学校部門において前年度全国大会に出場した団体は、次年度の九州合唱コンクールにシードとする。その場合、県連予選には出場し、参加数に加える。
- (3) 中学校部門において、前年度全国大会出場校の数を県連から九州大会へのシードとする。
- (4) 県大会を実施しないまま推薦する場合は、各部門とも1団体しか推薦できない。
- (5) 九州支部大会開催県連では、中学部門(混声・同声)・高等学校部門(A・B)各区分を通じて、規定より各1団体多く推薦できる。大学職場一般部門は、各区分(大学ユース・室内・同声・混声)を通じて、規定より各1団体多く推薦できる。

6 支部代表

(支部大会から全国大会に推薦できる合唱団体数)

- 19 支部大会からの推薦団体数の上限は、支部大会傘下の県大会における参加合唱団数により、次の通りとする。
 - (1) 支部大会から全国大会に出場する団体を推薦する場合は次の通り。

〈中学校部門·高等学校部門〉

県大会参加の支部合計数25団体まで2団体県大会参加の支部合計数26団体~ 50団体3団体県大会参加の支部合計数51団体~ 75団体4団体県大会参加の支部合計数76団体~100団体5団体県大会参加の支部合計数101団体~125団体6団体

以下これに準ずる。 ただし、編成区分(混声合唱の部・同声合唱の部, A グループ・B グループ)に各1団体以上 含まなければならない。

〈大学職場一般部門〉

①大学ユース合唱の部

県大会参加の支部合計数15団体まで1団体県大会参加の支部合計数16団体~35団体2団体県大会参加の支部合計数36団体~55団体3団体以下これに準ずる。

②室内・混声・同声合唱の部

県大会参加の支部合計数30団体まで3団体県大会参加の支部合計数31団体~50団体4団体県大会参加の支部合計数51団体~70団体5団体県大会参加の支部合計数71団体~90団体6団体

以下これに準ずる。

ただし、3編成区分(室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部)に各1団体以上含まなければならない。

(2)シード合唱団は、上記参加合唱団体数及び推薦数のいずれにも含まれない。

(編成区分の変更禁止)

20 出演団体は、県大会・支部大会を通じて編成区分を変更することはできない。

7 審査と表彰・規定違反・出演経費

(審査と表彰)

- 21 審査は、順位方式とする。
 - (1) 中学校・高等学校・大学職場一般部門の審査結果は、大会終了後、各出演団体に通知する。

表彰

- (1) 表彰は各部門別に行う。
- (2) 全出場団体を金、銀、銅賞により表彰する。
- (3) 金、銀、銅の決定は、審査員に一任する。
- (4) 金、銀、銅それぞれのランクに該当する団体がない場合は表彰しない。
- (5)シード団体は金賞で表彰する。
- (6) この他に特別賞を贈ることがある。
- 22 全国シード団体(大職一般部門)の全国大会演奏順は、九州支部枠の各部の最後とする。

(規定違反の取り扱い)

23 開催規定に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことができる。

(出演経費)

- 24 (1) 参加に要する旅費、宿泊費などは、出場団体の負担とする。又、各団体の演奏にかかる著作権 使用料は出場団体の負担とする。
 - (2) 支部大会では、グランドピアノ1台を用意するので、それ以外の楽器を使用する場合は、出場団体で準備すること。

(参加料)

- 25(1)各県連の参加料を納入すること。
 - (2) 九州合唱コンクールに出演する団体は、個人参加費として中学・高校・大学職場一般(大学ユース) 部門は、一人につき1,000円、大学職場一般部門(大学ユースを除く)は、一人につき1,500円とし、著作権料1団体1,000円を九州支部へ納入すること。

(申込み)

- 26 (1) 参加希望団体は、県大会の際に申込書に所定事項記入の上、参加料を添えて県連事務局へ 申込むこと。コンクール開催規定と参加申込書は各県連事務局あてに九州支部より郵送する。
 - (2) 県連事務局は、県大会選終了後コンクール出演団体申込書、県予選報告書及び参加料3,000円の全出場団体分をまとめて九州支部まで送ること。
 - (3) 県連理事長は県大会終了後、直ちに九州支部事務局宛、九州合唱コンクール出場団体及びその出演順を通知すること。

附則

- 1 この規定は、昭和57年4月1日から(中学校部門は、昭和60年4月1日から)施行する。
 - 一部変更 平成7年11月16日改正(中学校部門、出演資格[加盟の義務付]の改定
 - 一部変更 平成9年2月16日改正(大学部門のA・Bグループ制の導入の改定)
 - 一部変更 平成16年2月15日改正(中高一貫校の出演資格の改定)
 - 一部変更 平成19年2月18日改正(大学部門A・B グループ廃止に伴う改定)
 - 一部変更 平成22年2月21日改正(出演人数増員の制限措置)
 - 一部変更 平成24年5月19日改正 平成25年度大会から実施 (大学職場一般部門の 再編成の改定)
 - 一部変更 平成25年2月17日改正(大学職場一般部門の出演資格の改定)
 - 一部変更 平成27年2月18日改正(審査員構成人数の変更)
 - 一部変更 平成27年2月15日改正 平成28年度大会から実施(大職一般部門混声合唱の部・同声合唱の部人数制限の変更)
 - 一部変更 平成28年2月7日改正(審査員構成人数の変更)
 - 一部変更 平成28年9月25日改正 (開催県連の出場枠の変更、全国シード団体演奏順)
 - 一部変更 平成29年9月24日改正 (出演人数増員の制限措置の変更、審査結果通知方法の変更、県大会実施時期の変更、全国シード団体演奏順の変更、規定違反の取り扱いの変更)